

(法務省所管)

日本司法支援センター香川地方事務所
(法テラス香川)

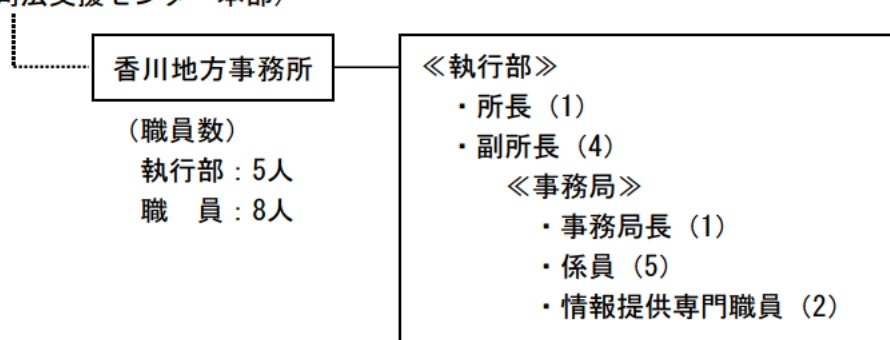
〒760-0023 高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8 階

TEL (050) 3383-5570 FAX (087) 851-3023

(ホームページアドレス) <http://www.houterasu.or.jp/kagawa/index.html>

〔組織及び職員数〕

(日本司法支援センター本部)



設 置 根 拠	総合法律支援法、日本司法支援センター業務方法書第 3 条
所 掌 事 務	(1) 情報提供業務(総合法律支援法第 30 条第 1 項第 1 号) 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する業務 (2) 民事法律扶助業務(総合法律支援法第 30 条第 1 項第 2 号ほか) ア 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(代理援助、書類作成援助)業務 イ 政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から最長で 1 年間、資力を問わない無料法律相談を行う業務 ウ 認知機能が十分でないために自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方(特定援助対象者)を対象とする法律相談援助業務等 (3) 司法過疎対策業務(総合法律支援法第 30 条第 1 項第 7 号) 身近に法律家がいらない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行う業務 (4) 犯罪被害者支援業務(総合法律支援法第 30 条第 1 項第 5 号ほか) ア 犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、その方が必要とされている支援を行っている窓口を案内する業務 イ 被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害にかかる刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供する業務

所 掌 事 務	ウ 弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士を紹介する業務 エ 「被害者参加人のための国選弁護制度」や「被害者参加旅費等支給制度」に関する業務 オ DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方(現に受けている疑いがある方も含む)を対象とする法律相談業務 (5) 国選弁護等関連業務(総合法律支援法第30条第1項第6号) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどの業務 (6) 東日本大震災法律援助業務(東日本大震災の被害者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律) 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替え等を行う業務 (7) 受託業務(総合法律支援法第30条第2項) 法テラス本来の業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務
管 轄 区 域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	1 情報公開窓口 担当：法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8階 TEL (050) 3383-5333 (注) 香川地方事務所に関する情報の開示請求等は、法テラス本部で受け付けています。 2 個人情報保護窓口 担当：法テラス香川 TEL (050) 3383-5570
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	1 電話又は面談による情報提供 お問い合わせの内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料でご紹介 担当：法テラス香川 TEL (050) 3383-5570 2 民事法律扶助による無料法律相談 担当：法テラス香川 TEL (050) 3383-5570

(注) 日本司法支援センターは、独立行政法人ではないが、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法務省所管の法人であり、本ガイドブックでは、独立行政法人の欄に掲げた。